

# NewsLetter

## 2025 2 月



三崎経営労務事務所

〒146-0082

東京都大田区池上 7-10-7 シールエンドビル 4 階

☎ 03-3754-6424 📠 03-3754-6427

E-mail [info@misaki-jim.com](mailto:info@misaki-jim.com)

HP <http://misaki-jim.com>

### 今月の CONTENTS

1. みさきコラム
2. SNS 等に労働者募集に関する情報を載せる際の注意点
3. 障害者雇用の雇用状況と法定雇用率引き上げ
4. スタッフコラム（今月は堤です）
5. 外国人の雇用実態に関する初の調査結果から



#### みさきコラム



いつもお世話になっております。三崎です。

早いもので 1 月がもう終わってしまいました。1 月は年末調整の最後の処理、給与支払報告書を各市区町村に提出する、という業務があり、これが終わると一連の年末調整業務から解放されます。

2 月は社労士事務所にとってはどちらかと言えば「閑散期」。4 月の年度変わりに向けての情報収集や、各顧問先の情報を再確認し、事務所内で共有する、という時間となります。

※4 月は法改正や助成金のルールが変わるタイミングなので情報取得は必須となります。

繁忙期は目先の作業に追われますので、つい「木を見て森を見ず」となりがちですが、2 月のこの期間に、職員の勉強会なども行いたいと思います。事務所の決算も終わり、次年度の事務所運営のことなどを経営者らしく考えなければなりません。年間でこのような時間が 2 か月くらい取れると、心の余裕が持ててありがたいです。

今年は春先に久しぶりにセミナー講師のご依頼を受けています。セミナー講師の仕事は積極的には行っていないものの(苦手だから)依頼があれば必ず受けるようにしています。これは私の自分との約束事です。

今年も皆さま健やかで楽しい一年となりますように。

## SNS等に労働者募集に関する情報を載せる際の注意点

職業安定法では、インターネットやX等のSNSを含む広告等により、労働者の募集に関する情報等を提供するときは、虚偽の表示または誤解を生じさせる表示をしてはならないこととされています（第5条の4）。

昨今、インターネットで犯罪実行者の募集が行われる事案（闇バイト）が見られ、その中には、通常の労働者募集と誤解を生じさせるような広告等も見受けられることから、厚生労働省は、SNS等を通じて直接労働者を募集する際には、

### ①氏名（名称） ②住所 ③連絡先 ④業務内容 ⑤就業場所 ⑥賃金（6情報）

を記載することが必要です。

募集主の皆さまは、インターネットやSNS等で労働者を募集する際、これらの情報が記載されていない場合は法令違反となりますので注意してください。



- ❓ 「住所（所在地）」はどこまで記載すればよい？ ➡ ビル名、階数、部屋番号まで記載する必要があります。
- ❓ 「連絡先」として何を記載すればよい？ ➡ 電話番号、メールアドレスまたは、自社ウェブサイト上に備え付けられた専用の問合せフォームへのリンクのいずれかを記載する必要があります。
- ❓ 氏名等の情報自体を記載せず、氏名等の情報が記載されている会社ウェブサイトの募集要項等のリンクを記載することでも問題ないか？ ➡ 会社ウェブサイトの募集要項等のリンクのみでは、そもそも求人であるかどうかも含め、誤解を招く可能性があるため、募集情報を提供する広告等自体に**上記6情報を記載する必要**があります。

【厚生労働省「労働者の募集広告には、「募集主の氏名（又は名称）・住所・連絡先（電話番号等）・業務内容・就業場所・賃金」の表示が必要です】



## 障害者雇用の雇用状況と法定雇用率引き上げ

### Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

|            | 令和5年度   |   | 令和6年4月         |   | 令和8年7月         |
|------------|---------|---|----------------|---|----------------|
| 民間企業の法定雇用率 | 2.3%    | ⇒ | <u>2.5%</u>    | ⇒ | <u>2.7%</u>    |
| 対象事業主の範囲   | 43.5人以上 |   | <u>40.0人以上</u> |   | <u>37.5人以上</u> |

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

### ❄ 民間企業における雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新

民間企業（常用労働者数が40.0人以上の企業：法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は67万7,461.5人（3万5,283.5人増、対前年比5.5%増）、実雇用率2.41%（対前年比0.08ポイント上昇）で、**雇用障害者数、実雇用率いずれも過去最高を更新**しています。一方で、法定雇用率達成企業の割合は46.0%（対前年比4.1ポイント低下）となっています。

### ❄ 雇用者の内訳では、精神障害者の雇用増加の伸び率が大い

雇用者のうち、身体障害者は36万8,949.0人（対前年比2.4%増）、知的障害者は15万7,795.5人（同4.0%増）、精神障害者は15万717.0人（同15.7%増）と、いずれも前年より増加しています。特に**精神障害者の伸び率が大きくなっています**。



### ❄ 法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率の未達成企業は6万3,364社で、そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、64.1%と過半数を占めています。また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）は3万6,485社であり、未達成企業に占める割合は、57.6%となっています。

**PENALTY**

障害者雇用率が達成できていない場合、常用雇用者が100人を超えている企業は、雇用すべき障害者1人あたり**「5万円の障害者雇用納付金」の支払いが必要**になります。

社員が100人未満の企業でも、障害者雇用率が未達成と判明すれば、「今後2年間における雇入れ計画の作成」を命じられます。**法定雇用率は、令和8年度に2.7%へと段階的に引き上げられます。企業は継続して障害者雇用の推進に取り組む必要があります。**

【厚生労働省「令和6年 障害者雇用状況の集計結果」】



2月に入ってから、にわかに寒い日が続いていますね。東京ではまだ雪は降っていないものの乾燥がひどく、毎朝起きるたびに顔がガサガサになっています。



以前は保湿クリームなど様々なものを使用していましたが、今はもっぱら小分けにしたワセリンを塗っています。台所や洗面所に置き気が付いたときに塗っているからか、毎年ひどい手のあか切れも軽減されているような気がします。花粉の季節にもお世話になるため、まだまだ手放せません。堤

## 外国人の雇用実態に関する初の調査結果から

### 外国人雇用実態調査とは

厚生労働省は、「令和5年外国人雇用実態調査」の結果を公表しました。この調査は、外国人労働者を雇用する事業所における外国人労働者の雇用形態、賃金等の雇用管理の状況および当該事業所の外国人労働者の状況、入職経路、前職に関する事項等について明らかにすることを目的として、初めて実施されました。

### 事業所に対する調査

外国人労働者数（雇用保険被保険者数5人以上事業所）は約160万人で、在留資格別にみると、「専門的・技術的分野」が35.6%、「身分に基づくもの」が30.9%、「技能実習」が22.8%となっています。

一般労働者が毎月きまって現金で支給される給与額（超過勤務手当を含む）は26万7,700円で、1か月の総時間（所定内実労働時間）は155.8時間、超過実労働時間は19.8時間となっています。

外国人労働者を雇用する理由は、「労働力不足の解消・緩和のため」が64.8%と最も高く、次いで「日本人と同等またはそれ以上の活躍を期待して」が56.8%、「事業所の国際化、多様性の向上を図るため」が18.5%、「日本人にはない知識、技術の活用を期待して」が16.5%となっています。

### 労働者に対する調査

外国人労働者の国籍・地域をみると、ベトナムが29.8%と最も多く、次いで中国（香港、マカオ含む）が15.9%、フィリピンが10.0%となっています。就労上のトラブルや困ったことについては、「なし」が82.5%、「あり」が14.4%と回答しています。「あり」と回答した人の内容（複数回答）をみると、「紹介会社（送出し機関含む）の費用が高かった」が19.6%、「トラブルや困ったことの相談先がわからなかった」が16.0%、「事前の説明以上に高い日本語能力が求められた」が13.6%、「その他」が34.5%となっています。

今後、外国人の雇用を検討する際の参考としてください。

【厚生労働省「令和5年外国人雇用実態調査の概況」】



ご不明な点がございましたらお気軽に弊社までお問い合わせください。 ☎ 03-3754-6424